

関自旅二第2324号の3
令和6年1月24日

一般社団法人全国個人タクシー協会
関東支部長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

人口が概ね30万人以上の都市が含まれない営業区域において
個人タクシーの営業が可能な地域について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

公 示

人口が概ね30万人以上の都市が含まれない営業区域において 個人タクシーの営業が可能な地域について

平成13年12月27日付け公示「個人タクシー事業の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について」Ⅱ. 1. に基づき下記のとおり定めたので公示する。

令和6年1月24日

関東運輸局長 勝山 潔

記

都 県 名	地 域
千葉県	長生郡睦沢町、長柄町
埼玉県	秩父郡横瀬町
群馬県	利根郡川場村、昭和村 吾妻郡高山村、中之条町（ただし、平成22年3月28日に編入された旧六合村の区域に限る。）
山梨県	笛吹市（ただし、平成18年8月1日に編入された旧東八代郡芦川村の区域に限る。） 北都留郡小菅村、丹波山村及び南都留郡道志村、鳴沢村、西桂町

附 則

本公示は、令和6年1月24日から適用する。